

藤枝市手数料徴収条例の一部を改正する条例

藤枝市手数料徴収条例（平成12年藤枝市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表の第5の部(2)の項の備考を次のように改める。

備考

- 1 上の表の床面積の合計は、建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）にあつては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転した場合にあつては当該移転に係る部分の床面積の2分の1について算定する。
- 2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第12条第3項又は第13条第4項の規定による適合判定通知書の交付を受けた場合は、上の表に規定する手数料のほか、適合判定通知書の交付を受けた建築物1棟ごとに、次の表の左欄に掲げる特定建築物の部分の区分及び同表中欄に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる額の手数料を徴収するものとする。

特定建築物の部分	床面積の合計	手数料の額
特定建築物の非住宅部分であつて、工場等（工場、倉庫その他エネルギーの使用の状況がこれらに類するものをいう。以下この項及び(3)の項において同じ。）の用途に供する部分を除いた部分	30平方メートル以内のもの	2,000円
	30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	2,000円
	100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	3,000円
	200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	5,000円
	500平方メートルを超えるもの	10,000円
特定建築物の工場等の用途に供する部分	30平方メートル以内のもの	1,000円
	30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	1,000円
	100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	1,000円

	ル以内のもの	
	200 平方メートルを超え、500 平方メートル以内のもの	1,000 円
	500 平方メートルを超えるもの	2,000 円

別表の第 5 の部(3)の項の備考を次のように改める。

備考

- 1 上の表の床面積の合計は、建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）にあっては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転した場合にあっては当該移転に係る部分の床面積の 2 分の 1 について算定する。
- 2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 12 条第 3 項又は第 13 条第 4 項の規定による適合判定通知書の交付を受けた場合は、上の表に規定する手数料のほか、適合判定通知書の交付を受けた建築物 1 棟ごとに、次の表の左欄に掲げる特定建築物の部分の区分及び同表中欄に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる額の手数料を徴収するものとする。

特定建築物の部分	床面積の合計	手数料の額
特定建築物の非住宅部分であって、工場等の用途に供する部分を除いた部分	30 平方メートル以内のもの	2,000 円
	30 平方メートルを超え、100 平方メートル以内のもの	2,000 円
	100 平方メートルを超え、200 平方メートル以内のもの	3,000 円
	200 平方メートルを超え、500 平方メートル以内のもの	5,000 円
	500 平方メートルを超えるもの	10,000 円
特定建築物の工場等の用途に供する部分	30 平方メートル以内のもの	1,000 円
	30 平方メートルを超え、100 平方メートル以内のもの	1,000 円
	100 平方メートルを超え、200 平方メートル以内のもの	1,000 円
	200 平方メートルを超え、500 平方メートル以内のもの	1,000 円

	500 平方メートルを超えるもの	2,000 円
--	------------------	---------

別表の第 8 の部(1)の項の表中

床面積の合計が 300 平方メー トルを超えるもの	29,000 円	を	床面積の合計が 300 平方メー トルを超えるもの	17,000 円	に、
---------------------------------	----------	---	---------------------------------	----------	----

「120,000 円」を「118,000 円」に、「265,000 円」を「246,000 円」に、「93,000 円」を「94,000 円」に、「422,000 円」を「309,000 円」に、「156,000 円」を「120,000 円」に改め、同部(2)の項の表中

床面積の合計が 300 平方メー トルを超えるもの	17,000 円	を	床面積の合計が 300 平方メー トルを超えるもの	10,000 円	に、
---------------------------------	----------	---	---------------------------------	----------	----

「61,000 円」を「60,000 円」に、「133,000 円」を「124,000 円」に、「47,000 円」を「48,000 円」に、「214,000 円」を「156,000 円」に、「81,000 円」を「61,000 円」に改める。

別表の第 9 の部中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）」を「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（）」に、「認定手数料」を「手数料」に改め、同部(3)の項中「第 3 6 条第 1 項」を「第 4 1 条第 1 項」に改め、同部(3)の項の表中「第 3 6 条第 1 項」を「第 4 1 条第 1 項」に、

床面積の合計が 300 平方メー トルを超えるもの	29,000 円	を	床面積の合計が 300 平方メー トルを超えるもの	17,000 円	に、
---------------------------------	----------	---	---------------------------------	----------	----

「120,000 円」を「118,000 円」に、「265,000 円」を「246,000 円」に、「93,000 円」を「94,000 円」に、「422,000 円」を「309,000 円」に、「156,000 円」を「120,000 円」に改め、同項を同部(5)の項とする。

別表の第 9 の部(2)の項中「第 3 1 条第 1 項」を「第 3 6 条第 1 項」に、「第 2 9 条第 3 項」を「第 3 4 条第 3 項」に改め、同項ア中「第 3 1 条第 1 項」を「第 3 6 条第 1 項」に、「第 3 1 条第 2 項」を「第 3 6 条第 2 項」に、「第 3 0 条第 2 項」を「第 3 5 条第 2 項」に改め、同項イ中「第 2 9 条第 1 項」を「第 3 4 条第 1 項」に改め、同項ウ中「第 2 9 条第 3 項」を「第 3 4 条第 3 項」に改め、同部(2)の項の表中「第 3 1 条第 2 項」を「第 3 6 条第 2 項」に、「第 3 0 条第 1 項第 1 号」を「第

35条第1項第1号」に、

「 <table border="1"><tr><td>床面積の合計が 300平方メートルを超えるもの</td><td>17,000円</td></tr></table>	床面積の合計が 300平方メートルを超えるもの	17,000円	を	「 <table border="1"><tr><td>床面積の合計が 300平方メートルを超えるもの</td><td>10,000円</td></tr></table>	床面積の合計が 300平方メートルを超えるもの	10,000円	に、
床面積の合計が 300平方メートルを超えるもの	17,000円						
床面積の合計が 300平方メートルを超えるもの	10,000円						

「61,000円」を「60,000円」に、「133,000円」を「124,000円」に、「47,000円」を「48,000円」に、「214,000円」を「156,000円」に、「81,000円」を「61,000円」に改め、同項を同部(4)の項とする。

別表の第9の部(1)の項中「第29条第1項」を「第34条第1項」に改め、同項ア中「第29条第1項」を「第34条第1項」に、「第30条第2項」を「第35条第2項」に改め、同項イ中「第29条第3項」を「第34条第3項」に改め、同部(1)の項の表中「第30条第1項第1号」を「第35条第1項第1号」に、

「 <table border="1"><tr><td>床面積の合計が 300平方メートルを超えるもの</td><td>29,000円</td></tr></table>	床面積の合計が 300平方メートルを超えるもの	29,000円	を	「 <table border="1"><tr><td>床面積の合計が 300平方メートルを超えるもの</td><td>17,000円</td></tr></table>	床面積の合計が 300平方メートルを超えるもの	17,000円	に、
床面積の合計が 300平方メートルを超えるもの	29,000円						
床面積の合計が 300平方メートルを超えるもの	17,000円						

「120,000円」を「118,000円」に、

「 <table border="1"><tr><td>床面積の合計が 300平方メートル以内のもの</td><td>建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下この第9の表において「省令」という。）第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査にあっては265,000円、省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査にあっては93,000円</td></tr></table>	床面積の合計が 300平方メートル以内のもの	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下この第9の表において「省令」という。）第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査にあっては265,000円、省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査にあっては93,000円	を	」
床面積の合計が 300平方メートル以内のもの	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下この第9の表において「省令」という。）第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査にあっては265,000円、省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査にあっては93,000円			

「 <table border="1"><tr><td>床面積の合計が 300平方メートル以内のもの</td><td>省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査にあっては246,000円、省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査にあっては94,000円</td></tr></table>	床面積の合計が 300平方メートル以内のもの	省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査にあっては246,000円、省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査にあっては94,000円	に、	」
床面積の合計が 300平方メートル以内のもの	省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査にあっては246,000円、省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査にあっては94,000円			

「422,000円」を「309,000円」に、「156,000円」を「120,000円」に、「265,000円」を「246,000円」に、「93,000円」を「94,000円」に改め、同項を同部(3)の項とし、同部に(1)の項及び(2)の項として次の2項を加える。

(1) 法第12条第1項又は法第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性の判定（1件につき） 次の表に掲げる額

区分		手数料の額
特定建築物（認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物に限る。）の非住宅部分	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	10,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	17,000円
特定建築物（認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物以外の建築物に限る。）の非住宅部分であって、工場等（工場、倉庫その他エネルギーの使用の状況がこれらに類するものをいう。以下この項、(2)の項及び(6)の項において同じ。）の用途に供する部分を除いた部分	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下この第9の表において「省令」という。）第1条第1項第1号ロに規定する基準による判定にあつては94,000円、それ以外に規定する基準による判定にあつては246,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	省令第1条第1項第1号ロに規定する基準による判定にあつて

		は 120,000 円、 それ以外に規定 する基準による 判定にあつては 309,000 円
特定建築物（認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物以外の建築物に限る。）の工場等の用途に供する部分	床面積の合計が 300 平方メートル以内のもの	20,000 円
	床面積の合計が 300 平方メートルを超えるもの	28,000 円

(2) 法第 12 条第 2 項又は同法第 13 条第 3 項の規定に基づく計画変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性の判定（1 件につき） 次の表に掲げる額

区分		手数料の額
特定建築物（認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物に限る。）の非住宅部分	床面積の合計が 300 平方メートル以内のもの	6,000 円
	床面積の合計が 300 平方メートルを超えるもの	10,000 円
特定建築物（認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物以外の建築物に限る。）の非住宅部分であつて、工場等の用途に供する部分を除いた部分	床面積の合計が 300 平方メートル以内のもの	省令第 1 条第 1 項第 1 号口に規定する基準による判定にあつては 48,000 円、 それ以外に規定する基準による判定にあつては 124,000 円
	床面積の合計が 300 平方メートル	省令第 1 条第 1 項第 1 号口に規

	を超えるもの	定する基準による判定にあつては 61,000 円、それ以外に規定する判定にあつては 156,000 円
特定建築物（認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物以外の建築物に限る。）の工場等の用途に供する部分	床面積の合計が 300 平方メートル以内のもの	11,000 円
	床面積の合計が 300 平方メートルを超えるもの	16,000 円

別表の第 9 の部(5)の項の表の次に次の 1 表を加える。

(6) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第 5 号）第 1 1 条の軽微変更該当証明書の交付（1 件につき） 次の表に掲げる額

区分		手数料の額
特定建築物の非住宅部分であつて、工場等の用途に供する部分を除いた部分	床面積の合計が 300 平方メートル以内のもの	省令第 1 条第 1 項第 1 号ロに規定する基準による判定にあつては 24,000 円、それ以外に規定する基準による判定にあつては 62,000 円
	床面積の合計が 300 平方メートルを超えるもの	省令第 1 条第 1 項第 1 号ロに規定する基準による判定にあつては 30,000 円、

		それ以外に規定する判定にあつては 78,000 円
特定建築物の工場等の用途に供する部分	床面積の合計が 300 平方メートル以内のもの	5,000 円
	床面積の合計が 300 平方メートルを超えるもの	8,000 円

2 (1)の項、(2)の項及び(6)の項に規定する手数料の額は、市が建築主の場合は免除する。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。